

ホームケア幸 重要事項説明書 別紙 「料金表」

1) 介護保険対象サービス 基本料金

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分を増すごとに加算)	引き続き生活援助を算定する 場合(25分増すごとに加算)
身体介護	163円	244円	387円	567円	82円を加算	65円を加算

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	179円	220円

- ★利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料金の2倍の料金となります。
- ★1回当たりの所要時間は実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。
- ★介護保険負担割合証に2割(3割)と記載されている場合は上記金額の2倍(3倍)の金額になります。

加算料金

夜間・早朝加算	1回つき基本利用の25%
深夜加算	1回につき基本利用料の50%
緊急時訪問介護加算	100円
初回加算	200円
特定事業所加算Ⅱ	基本料金の10%
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金と加算合計の24.5%

- ★夜間・早朝加算
夜間(18時～22時)、早朝(6時から8時)にサービスを提供した場合に算定されます。
- ★深夜加算
深夜(22時から翌朝6時)にサービスを提供した場合に算定されます。
- ★緊急時訪問介護加算
利用者や家族などからの要請を受け緊急に身体介護サービスを行った場合算定されます。
- ★初回加算
新規に訪問介護計画を作成した利用者にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合算定されます。
- ★特定事業所加算Ⅱ
介護職員の中で「介護福祉士」が30%以上を占める場合、また職員個別研修の作成や健康診断の実施など事業所の体制が一定の基準を満たした場合算定されます。

★介護職員処遇改善加算 I

介護職員の処遇改善目的のために算定されます。

★介護保険負担割合証に2割(3割)と記載されている場合は上記金額の2倍(3倍)の金額になります。

2) 介護保険外サービス

利用料項目	利用料金
利用料口座振替手数料	110円(1ヵ月)

★利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

★通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します

★介護保険対象サービスは介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

★前述の介護保険対象サービスに係る利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、制度の改正、介護報酬の改定により変動した場合には、準じて改定させていただきます。また、介護保険対象外サービスに係る利用料金は物価の変動、その他の事情により変更させていただくことがあります。料金変更の際は事前にお知らせいたします。

★毎月10日より前月ご利用分の請求をいたします。お支払い方法は銀行引き落としとなります。お支払い日は毎月25日(土、日、祝日の場合は翌営業日)となります。

★介護認定の申請中や更新中で利用月に認定が間に合わなかった場合は、介護保険一部負担金が定まりませんので、認定がおりた月にまとめて請求させていただき、自費負担分のみ請求させていただきます。

★前述の利用料の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとします。

令和 年 月 日

社会福祉法人ふくいの福祉家 理事長 西野幸治 説明者職名 氏名

私は本書面に基づいて事業者から重要事項説明の説明を受け、ホームケア幸の利用開始に同意しました。

利用者 住所 氏名

代理人 氏名 続柄 ()